

役員及び評議員の報酬等及び旅費に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人摩耶福社会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 法人の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員への報酬等は、これを支給しない。

(旅費の支給)

第3条 役員及び評議員が次に掲げる職務を執行する場合は、別に規定する法人の旅費規定を準用し、施設長の旅費に相当する額を支給する。

(1) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修

(2) その他理事長が必要と認めた職務

2 前項の旅費の支給に当たっては、この法人の職員を兼務する理事については、職員としての旅費を支給するものとする。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正については、理事会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。